

性別欄とジェンダー統計 をめぐる動向と課題



2022.5.20. (2022.8.26, 8.31改訂)

岩本 健良

(金沢大学 人文学類/人間科学系)

主な内容

- 1.背景と基本的な考え方
- 2.性別欄の必要性の精査
 - (1)ジェンダー統計、その他業務上必要か、
 - (2)代替策がないか、
- 3.回答に協力を得やすくするための必要事項
(選択肢、説明等)
- 4.ジェンダー統計の充実・向上のために
(実務上の事例紹介を交えて)

SDGs とジェンダー統計

「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（政府 2016）

「また、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化のためには、ジェンダー統計の充実が極めて重要であり、**SDGsの実施において可能な限り男女別データを把握するよう努める。**」 p6-7.

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryou1.pdf>

しかし、**ジェンダー統計 = 男女別データ、ではない。**
性的指向・性自認に関する統計もジェンダー統計に含めて考えるべき。

第5次男女共同参画基本計画

(令和2年12月25日閣議決定)

「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実の観点から、各種統計の整備状況を調査し、公表する。また、**ジェンダー統計における多様な性への配慮**について、現状を把握し、課題を検討する。業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める。

(略) 【全府省】」 p125.

トランスジェンダーにとっての 性別欄に関する困難

トランスジェンダーの人権保障上の課題

(1) 性別欄記入自体が**苦痛・マイクロアグレッション、手続等を躊躇すること**にも

ex.性別欄があるので、病気でも医療機関にかかれない、選挙の投票に行けない、図書館で本を借りられない、などの場合も

→社会生活や公民権行使自体に大きな支障

(2) **何を尋ねたいのか不明**で、判断に困る. ストレスにも

(現在の社会生活上の実態?、出生時の公的登録の性別?、..)

(3) 記入書類を見る人に**知られる、アウティングの恐れ** (アウティングされると、**いじめや差別**の対象となり、学校や職場・地域にいられなくなることも)

・誰もが「**自己情報コントロール権**」を持つ

(自己の情報の保護や修正等を求める権利) .

Q もしあなたが、「障害の有無」や「人種」などを、毎日のように尋ねられたら、またその情報が了解なく他人に伝えられたらどう思いますか？

個人情報保護法上の扱い

- ・ 個人情報 = 特定の個人が識別できる情報
氏名等がなくても、性別欄 (+α) でも、その情報から個人が特定できれば、個人情報になる。
また性別欄 (本人・パートナー・家族) 等から、性的指向や性自認・性別移行がわかる場合もある。
- ・ EUはGDPR (General Data Protection Regulation : EU一般データ保護規則) で「性生活」「性的指向」に関する情報を要配慮個人情報として保護。日本に移転されるEUからの情報も、法的に、それに沿った扱いが必要。
→データの慎重な取り扱いが必要

基本的な考え方

ジェンダー統計の意義

統計算出のために性別欄が必要

理念だけでなく、個々の文書に応じて丁寧に検討する必要がある。

考え方：社会調査におけるセンシティブ質問の扱いと共通

- ・ Win-Winとなる方法・最適バランスは？
- ・ 回答者（記入者）負担は最小限に。
- ・ 尋ねる側の説明責任・インフォームドコンセント
- ・ ジェンダー統計に使用（高い使用見込みを含む）か否か精査を

性別欄がなくとも支障ない公的書類の実例

(これら証明書・申請書等：ジェンダー統計に使用せず、単に個人の属性を表示、また性別属性が判断に影響しない(させない).)

- 印鑑証明書（市区町村：それぞれが印鑑条例で記載事項を定めている）
- 就学/入学通知書（小中学校に入学予定の子の保護者へ）（市区町村）
- 生徒証・学生証、職員証、在学証明書、成績証明書、卒業（見込み）証明書（各組織）
- 受験の際の写真票（性別欄があると、写真照合の際に、かえって監督者と受験生との間のトラブルや負担につながるおそれ）（各学校等）
- 住民票や印鑑証明書・戸籍謄抄本等の交付申請書（市区町村）
- 選挙の投票所入場券（市区町村）
- 図書館の貸出カード（各図書館）
- 企業から公共入札に際して官公庁を通じ警察に提出する役員名簿（反社会的勢力排除のためのチェック用）（警察庁・各省庁・自治体）＜一部の省庁・自治体では性別欄あり＞

「国の行政機関が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について（通達）」

警察庁丁暴発第128号 平成31年3月20日

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/keiji/bouryokudan/koukyoujigyuu.pdf>

（性別欄あり：財務省のみ； 性別欄なし：内閣府、復興庁、防衛省など他の全省庁）

- 不動産競売の入札のため提出する、買受申出書の法人役員一覧表（裁判所）

https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section21/syosiki_itiran/index.html

- 公立高校の願書 2022年度入試では東京都以外の全道府県が性別欄削除（都道府県）

（内申書に性別欄があり、その情報を利用可能：クラス分け、健康診断、等）

- 法定相続情報一覧図（法務省法務局）（「子」などと表記可能で、性別情報記載は不要）

これらは、広く申請者・事務担当者等の事務負担軽減の意味でも性別情報の削除が望ましい。

全国市長会

「平成16年度国の施策及び予算に関する要望」 p12

人権擁護の推進に関する要望

今日、わが国では社会情勢の変化や国際化によって、さまざまな人権問題が生じている。人権擁護の推進と啓発を図り、住民の基本的な人権を護るため、国は次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害から被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を確立すること。
2. インターネット上のプライバシー侵害や人権侵害による被害の防止、被害者救済等のため、差別情報の即時解除等について十分な措置を定めた法制度を整備すること。
3. 基本的な人権の侵害につながるおそれのある身元調査を防止するため、規制制度の早期確立を図ること。
4. 性同一性障害者の性別の取扱いの特例について法整備がされたところであるが、**引き続き、法令等で定める公文書について、性別記載の廃止を進めるべくその様式の改善を図ること。**

以上要望する。

http://www.mayors.or.jp/p_opinion/o_teigen/2003/11/1511-index.php

cf.2003(平成15)年性同一性障害特例法が制定。
(2022.03.17. iwamoto)

その性別欄、必要ですか？

～ 性的少数者の人たちへの配慮について ～

申込書やアンケートなどを記入するとき、
困っている人がいます

生物学的な性(身体の性)と自認する性(こころの性)が一致しない人たち(性同一性障害の方やトランスジェンダー)などの性的少数者(セクシャルマイノリティ)の中には、性別を記入するとき、こころの性と異なる性別を記入することへの抵抗感により、精神的に苦痛を感じる方がおられます。

困りごとの例

- ❖ どう記入してよいか悩む
- ❖ 名前から分かる性別や見た目の性別と、記入した性別が異なると、何度も確認されることや、不利な扱いをされないか不安
- ❖ 性別記入により、本人の了解なく第三者に暴露(アウトティング)されないか不安
- ❖ 学校で作品募集のチラシが配られたが、応募用紙に性別欄があったため応募をあきらめざるをえなかった

性別欄を見直してみましよう！

近年、性の多様性についての理解や配慮の動きが広がっています。
あなたの組織には、性別欄を削除しても業務に支障がないものはありませんか？
削除できなくても、性別の記入の仕方を工夫できませんか？

性別の記入の仕方の工夫(例)

例① 男女の選択を必須とせず、任意記入の旨を記載する。

性別 (男 ・ 女 ・ 回答しない)
※該当に○を付けてください。(記入は任意です。)

性別 (男 ・ 女 ・ ())
※該当の□に✓を付けてください。(記入は任意です。)

例② 自由記入とし、未記入も可とする。

性別 ()
※答えたくない方は記入不要です。

◆富山県における取組み◆ 県では、トランスジェンダーなどの性的少数者の人たちの心情に配慮し、当事者に寄り添った取組みとして、県に提出を求める文書(申請書、届出書など)や県民に交付する文書(証明書、許可証など)の性別記載について、県が見直しを検討することができる様式の性別欄を削除または性別の記載を工夫することとしました。

富山県
啓発ポスター

「その性別欄、
必要ですか？」

(生活環境文化部
県民生活課)

2021.

宮崎市における性別欄削除の基本方針

4 性別欄削除基準 (チャート表)

数字: 申請書・通知書等の数 (平成30年6月調査結果)

性別欄のある申請書・通知書等の総数 **565**

個別に検討し判断
他の自治体でも同様に判断

- ①宮崎市が性別欄を削除できる余地があるか。
- ・法律・政令等や県の条例等で様式が定められていない。
 - ・国や県等への報告に性別記載の必要がない。等

NO

対象外

302/565
(53.5%)

YES

263/565
(46.5%)

- ②業務上、性別情報が必要な理由があるか。
- ・統計上、収集する必要がある。
 - ・男女共同参画の観点から収集する必要がある。
 - ・医療上、性別の情報を収集する必要がある。
 - ・施策の実施に当たり、性別を把握する必要がある。等

YES

性別欄が必要な場合でも、自由記入式にしたり、「戸籍上の性別をご記入ください」や「自認している性別をご記入ください」と記述するなど、配慮を検討する。

65/263
(24.7%)

NO

198/263
(75.3%)

- ③要綱等に基づいており、各所属のみの判断で削除できるものであるか。
- ・条例や規則等の改正の必要がない。
 - ・様式が電算システム化されておらず予算化の必要がない。等

NO

- ①規則改正が必要 (22/48)
文化・市民活動課で取りまとめて規則改正を行う。
- ②システム改修が必要 (17/48)
法改正などの他理由によるシステム改修時に、合わせて実施する。
- ③関連機関との協議が必要 (7/48)
定期的な会合等において協議し削除する。
* 削除済み 印鑑登録関連(7/48)
* 規則改正が必要かつシステム改修が必要 (5/48)

48/198
(24.2%)

YES

150/198
(75.8%)

性別欄削除

(2022.8.31. Iwamoto)

判断基準がわかりにくいので、
明確な指針があるとよい。

情報の流れからみた判断基準

1. 本人・家族→行政・事業者等 (C to G, C to B)

実名：申請書・届等 (一部は業務統計に)

→性別欄は必要性を個別に判断

匿名：意識調査 (調査統計に)

<他のデータと連結しない (できない) >

2. 行政・事業者等→本人・家族 (G to C, B to C)

(提出を求めない書類→統計に使っていない)

→基本的に性別欄は不要

- 本人・家族あての通知書等
- 免許証・IDカード類・証明書等 (他人に見せる必要あり) (医療関係の証明書等には必要な場合も：なお、健康保険証は性別を裏面記載可能)

*住民票：性別欄の有無を選択制にすべき(⇔本籍地は選択可能：総務省が書式を規定)
(共同通信2022.7.24記事参照)

*マイナンバーカード：申し出れば性別欄が隠れるカバーをもらえるが、カバーのあるカードを見せる時点で不審に思われたりアウトディングの恐れもある。また、運転免許証がマイナンバーカードに統合されると、トランスジェンダーの生活に支障のおそれも。

(注) G : Government、政府・自治体 / B : Business、企業・事業者 / C : Consumer, Citizen、個人・市民

(2022.8.31. Iwamoto)

ジェンダー統計の分類と性別欄

1. 一次統計

1.1 調査統計（統計調査から作成される統計）

a) 本人（または家族）が回答（記入）等（C to G, C to B）

例：多くの意識調査、国勢調査、等

b) 組織が回答（記入） 家族（B to G, G to G）

例：学校基本調査 教職員、児童生徒学生の男女別人数

cf. 要配慮例：お茶の水女子大 男子学生は？人。

（文部科学省は自認の性別で回答してもよい旨指示。
そうしても、集計結果に実質的影響はない。）

1.2 業務統計（業務手続書類から作成される統計）（G to G）

例：人口動態統計（出生届、死亡届などから作成）、投票率

2. 加工統計（一次統計を加工して作成）

例：ジェンダーギャップ指数

**性別欄が問題となるのは、主に「1.1調査統計」（特にa）。
しかし「1.2業務統計」も作成方法によっては問題となりえる
（例：選挙の候補者の男女比、男女別投票率（後述））**

(注) G : Government、政府・自治体 / B : Business、企業・事業者 / C : Consumer, Citizen、個人・市民

(2022.8.31. Iwamoto)

性別情報の流れとジェンダー統計

情報の送り手	情報の受け手		
	個人	企業などの事業者	政府・自治体
個人（実名）	LGBTQに関する場合には、カミングアウト（本人から）やアウティング（第3者から）にもなりえる。	(a)顧客・利用者の登録情報（顧客管理） (b)従業員の登録情報・届（労務管理・福利厚生）（一部は社内の 業務統計 に利用）	申請書・届（一部は 業務統計 に利用）
個人（匿名扱い）	同上	市場調査	各種の意識調査、実態調査 → 調査統計 に
企業などの事業者	会員証、定期券、保険証、学生証、社員証、通知書等	業務委託	事業所統計、学校基本調査など（集計データ（人数・割合等）） → 調査統計 に
政府・自治体	通知書・証明書・免許証等	業務委託	人口動態統計、犯罪統計などの 業務統計、加工統計

*典型的な例を示したもので、網羅的なものではない。

** 性別情報は、ある個人だけでなく、そのパートナーや家族の性別情報の場合もある。

(2022.8.31. lwamoto)

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（案）について

1. 改正の趣旨

○「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）

国民健康保険に係る、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証及び介護保険に係る介護保険負担限度額の認定に係る申請書等における性別の記載を削除と決定

→国民健康保険法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正

2. 改正の概要

（1）健保則の一部改正

① 被保険者証の再交付の申請等において、申請書への性別の記載を不要とする。（保険者側は、既に性別情報を持っているので、不要）

② 特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証等に係る様式について、それぞれ性別の記載欄を削る。（医療機関等の窓口で保険証と合わせて使うので、性別欄は不要）

（2022.2.25までパブリックコメント、3.31.結果公示）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210381&Mode=1>

（*健康保険証自体は、表の性別欄に「裏面記載」とし、裏面に記載も可能）

背景：「令和3年地方分権改革に関する提案募集 提案事項」

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r03/tb_r3_kekka_12_mhlw_1.pdf

p85／88に、性別欄削除の要望（次ページ）

明石市からの提案

+ 10を超える自治体からの追加共同提案

+ 全国知事会と全国町村会も後押し

管理番号 99/ 提案区分 B 地方に対する規制緩和/ 提案分野 11_その他 提案事項 届出様式等における性別記載欄の削除

提案団体 明石市 / 制度の所管・関係府省 総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容 法令等によって定められた各種届出様式等について、性別記載欄の削除を求める

【提案に至った背景】当市は、昨年度に市が規定する様式のうち業務上性別を記載することが必要ないと判断した届出様式等から性別記載欄を削除した。しかし、当市が取り扱う届出様式等の中には国の規定に基づき性別記載欄を設けているものもあり、その中には業務上性別を記載することが必要か疑問のあるものもあった（以下参照）。

【支障事例】性的マイノリティの方にとって、性自認と一致しない性別を選択することや、戸籍上の性別と見た目の性別が異なるために厳格な本人確認をされることは、強い心理的負担となっている。また、抵抗感から行政手続き自体をためらうことにも繋がっている。当市市民の声としても、様式上で男女いずれかの性別を選択することを苦痛に感じている旨の相談を受ける事例が多々ある。なお、性自認に関する相談等を行うこと自体が心理的負担・苦痛等を伴うため、当事者が声を上げ辛いという状況を鑑みると、実際はより多くの市民が同様の悩みを抱えていることが想定される。

【措置を求める届出様式等】

市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書、国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証、介護保険負担限度額認定申請書、介護保険負担限度額認定証再交付申請書、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）、小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書、年金手帳再交付申請書、経営所得安定対策等交付金交付申請書、農業者年金農業者老齢年金裁定請求書、新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書、借地権申告書、権利変動届出書

男女比率の算出法とトランスジェンダーの位置づけ

- 従来も、性別不詳者がいる場合、それを除いて算出
 - a) トランスジェンダーを除いて算出
$$\text{シス女性} / (\text{シス男性} + \text{シス女性})$$
 - b) 自認の性別で算出
 - c) 社会的性別（例、学校や職場での性別）で算出
 - d) 出生時の戸籍や出生届の性別で算出
- トランスの割合は調査方法にもよるが最大でも1~2%程度以下。トランス男性とトランス女性がいるので、人数、男女比は、一般にはある程度打ち消しあう効果がある。
 - a)~d)の数値は近似。求められる精度は？
どれが統計目的に叶うか、分野・ケースごとに最適な選択を。
(ex.医療・医学関係であれば、基本的にd))

性自認を尋ねていることを明示した質問例

文京区 男女平等参画に関する区民調査（2020年9月）

調査票

Q「14 あなたご自身についてお伺いします

次のF 1～F 6について、当てはまる数字に○を付けてください。（それぞれ○を1つずつ）

F 1 性別 1.男性 2.女性 3.その他の性自認」

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/var/rev0/0214/1501/2021412163629.pdf>

* 「その他」としないのは、性分化疾患（DSDs, インターセックス）の人への配慮でもある。

* 「性自認」については、注記で説明が望ましい。

* なお、自治体の意識調査での試行的な一例を示すもので、この形式を推奨するという意味ではない。

* 「多様な性自認を尊重する調査設計とは？」も合わせて参照を（インテージ調査） <https://gallery.intage.co.jp/seikatsushadb-9/>

海外にルーツを持つ人、性別変更した人への設問上の配慮例

Q 「戸籍の性別は…」

→ 「**出生時の戸籍**や**出生届**の性別は..」

- ・ 戸籍の性別変更にも対応
- ・ 外国籍・無国籍の人は、戸籍がない。
- ・ 海外出身の人には「戸籍」が知られていない。
- ・ 丁寧な設問で、DK（わからない）、NA（無回答）・回答拒否を減らすことは、調査の回答率・精度を高めるためにも重要。

日本図書館協会 2016年3月18日制定 「図書館における障害を理由とする差別 の解消の推進に関するガイドライン」

(8) 規則・ルールの修正

図書館サービスの規則やルールは、障害者を意識せず、
作られてきたものがほとんどで、障害者から社会的障壁を
につながつていものがあ。障害者からの依頼を
る前に、全体を見直し、規則・ルール等を修正する
が望ましい。ただし、指摘を受けるまで気づかない
もあるので、その場合なるべく早く修正する。
難しい場合は少なくとも合理的配慮で対応する

例 「来館による利用登録」→郵送・電話、FAX等による
登録方法を追加

例 **新規利用登録用紙の性別欄→性別欄を削除するか、
記入を任意とし、そのことを明記**

(金沢市はこれに基づき、任意と明記。利用者のジェン
ダー統計も、以前同様に作成可能)

https://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/sabekai_guideline.html

両立のための4つの対処法

「性別欄をめぐる性的マイノリティの困難や差別解消」と「ジェンダー統計の作成」とを両立させるため、諸事例もふまえると、合理的配慮措置として4つの対処法がある。

対処法1： 個人情報は非公開

(性別はデータとしてとるが、個々人のデータは公開しない)

対処法2： 副次的書類のみ性別欄を削除

対処法3： 全数調査から抽出調査へ

対処法4： データマッチング（名寄せ）による
情報取得

対処法1 個人情報は非公開

性別はデータとしてとるが、個々人のデータは公開しない。

(例) 「立候補届出告示事項」の改正(総務省：2020)

選挙の立候補者の性別：立候補届け出用紙には性別欄あり、広報には非掲載、ジェンダー統計は作成。

「ファクトチェック 衆院選候補の性別「公報に記載しないと男女比が不明に」は誤り」

藤沢美由紀 毎日新聞 2021.10.26

<https://mainichi.jp/articles/20211025/k00/00m/010/275000c>

対処法2 副次的書類のみ性別欄を削除

(例) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則」

(警察庁:2021年改正)

副次的書類：警告申出書、禁止命令等申出書、禁止命令等有効期間延長申出書、援助申出書から、申出人とストーカー行為をした者両方の性別欄（男・女の2択）が削除。

(これら書式は、警察への被害の申出に関するものではなく、被害を伝えた上で、警察から加害者に警告や禁止命令等を出してもらうように、警察に申し出るオプションの書式。)

メイン書類：「**ストーカー事案認知原票**（相談・警告申出・援助申出・被害届・告訴等）」には、被害者・行為者（加害者）について、性別欄（男・女の2択）を含め詳しい記載欄がある。

この原票に扱いとして「1. 申出 2. 警告申出 3. 援助申出 4. 被害届、5. 告訴 6. その他」の選択肢があり、該当するものに○をつける。この原票が警察のストーカー被害統計を作成する元の資料（1次データ）となる。被害を訴えて警告を出してもらうよう警察に要望する場合は、この原票の該当欄の「2. 警告申出」に警察官が○をつけ、被害者（あるいは警察官）が「警告申出書」に記入。

メリット：被害者の負担軽減・申出をためらうことが減るように
(特にトランスジェンダーや同性間などの場合)

その 1	※受理年月日		※受理番号	
警 告 申 出 書				
<p>ストーカー行為等の規制等に関する法律第 4 条第 1 項の規定による警告を次のとおり求めます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">氏名及び住所</p>				
申 出 人	住 所	電話 () - 番		
	居 所	電話 () - 番		
	(ふりがな)	-----		
	氏 名	(歳)		
<p>つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等</p>		(2022.8.31. lwamoto)		

(改正後
の書式)

←性別欄削除

資格試験・国家資格と性別欄

基本の流れ：受験願書→結果通知書→資格申請書→免許証

- ジェンダー統計作成の点からは、**願書（願書がない場合は申請書）にのみ性別欄があれば、あとは不要。**

（受験者・合格者の男女比、合格率の男女差、資格申請者の男女比、など必要な統計数値が算出可能）

- 免許証に性別欄があると、トランスジェンダーにとって、仕事の際にアウトティングにつながるおそれがある。免許取得の障害にも。

- 全資格でジェンダー統計が必要か？
社会的にまた学術研究上、必要性の乏しいものもあるかも。

（就業者数については、国勢調査等から算出可能。学術研究用借用手続きをふめば、年齢層別集計等も可能）

例：運輸関係の諸資格

- a) 自動車運転免許証：性別欄なしでずっと支障なく運用。（警察庁）

（性別・本籍等の情報は警察のコンピューターには登録されている）

- b) 航空機（操縦士）、船（船舶免許）：性別欄なし（以下、国土交通省）

- c) 鉄道（動力車操縦者運転免許）：**性別欄あり**

- d) 自動車整備士 性別・本籍欄がなく、手続きでまったく不要

（自動車整備士技能検定規則）2022.8.31. lwamoto

「労働安全衛生法による免許証」新様式

(2021.4～) 厚生労働省 (労働安全衛生法施行規則)
 (クレーン運転士、ボイラー技士、衛生管理者、潜水士など20種)

②性別欄は削除されます。

* 願書の性別欄も同時に削除された
 (その点は要望によるものではない)

労働安全衛生法による免許証 (表面)

	免許証番号	第 12345678901 号
	氏名	エイセイ ケンジ ①
	姓	衛生 健二 (安全 健二)

②年月日 平成 2年12月12日

交付年月日 令和 3年12月12日

交付局 東京 労働局長 印

9	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
クレーン・デリ	クレーン	デリ																				

(裏面)

備 考

床上運転式限定 ①

氏名欄の括弧書きは旧姓を使用した氏名又は通称

民間での同様の取組み

- **医療機関の診察券**

診療所では、診察券への配慮も増えている
性別欄（男・女）の削除、通名記載
（保険証をもとに、カルテ等には性別欄あり）

- **航空会社のマイレージカード**

名前の前の敬称 MR./MS.
JAL：近年削除
ANA：以前から性別記載なし
（どちらも会員登録の際に、性別欄があり登録）

- **定期券（記名式）**

性別欄がない社も（一部は代わりに年齢（〇才）を記載）
北陸鉄道（鉄道・バス）、養老鉄道

対処法3 全数調査から抽出調査へ

大人数の集計で、統計的に誤差が十分小さくできる場合は、全数調査から抽出調査への切替えも選択肢になる。

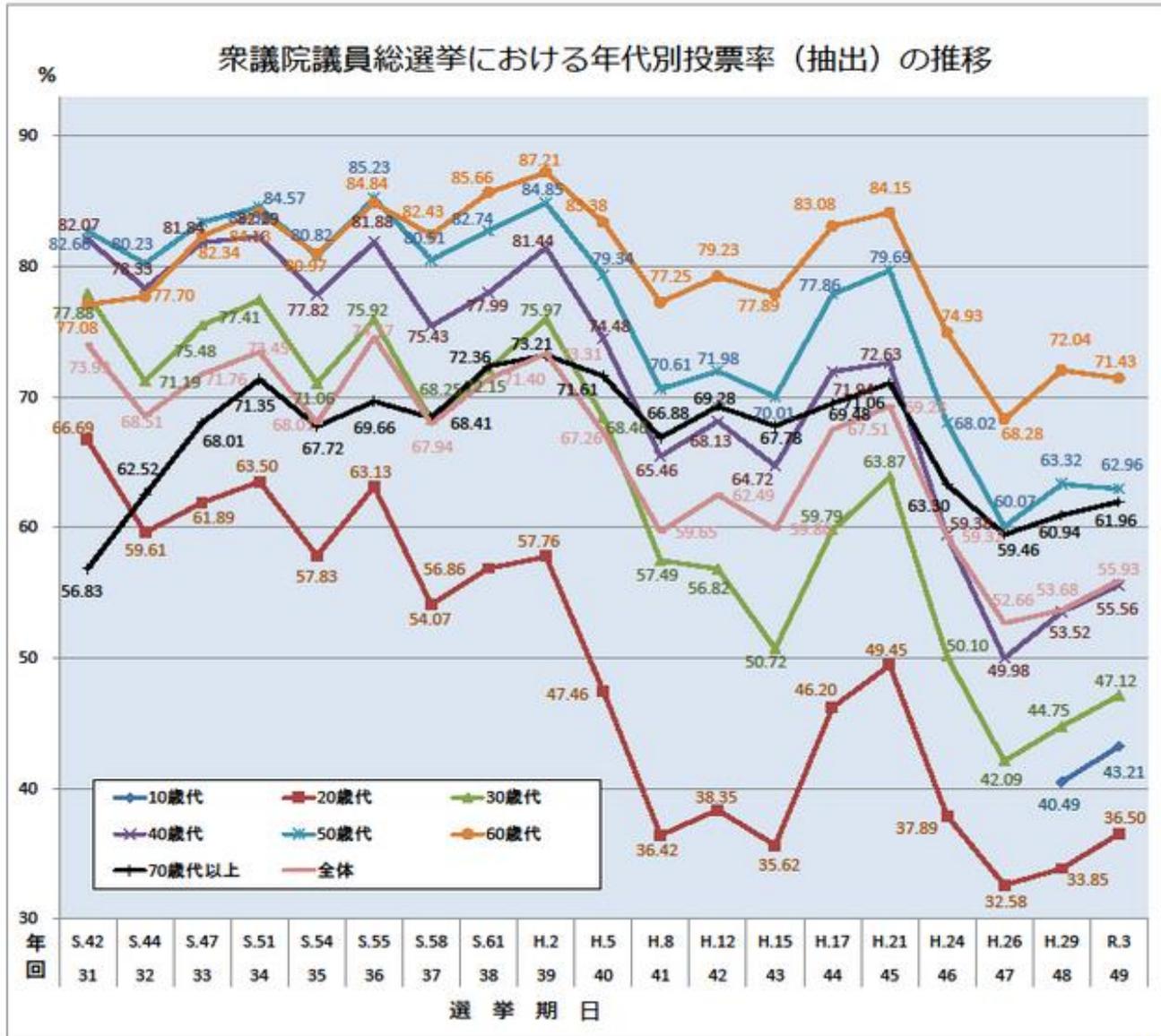
(例) 男女別投票率

抽出調査またはIT化で、（たとえば：投票所での有権者名簿との対照の際に、バー/QRコード処理）
（抽出か全数かは人口規模も要考慮：たとえば市区だけ抽出） 海外動向も参考に

参考例：年代別投票率は抽出で調査

同様にできるはず。選挙管理の手間・費用も削減できる。誤差は統計的に許容範囲内にコントロール可能。

衆議院議員総選挙における年代別投票率の推移



https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendabetu/ (2022.8.31. Iwamoto)

投票者全数の男女別人数が必要な法的根拠 「公職選挙法施行規則」第二十四号様式（投票録 の様式）（第十四条関係）（部分）

* 「公職選挙法」自体には男女別集計を求める規定はなし

その二

何年何月何日
執 行

何選挙共通投票所投票録

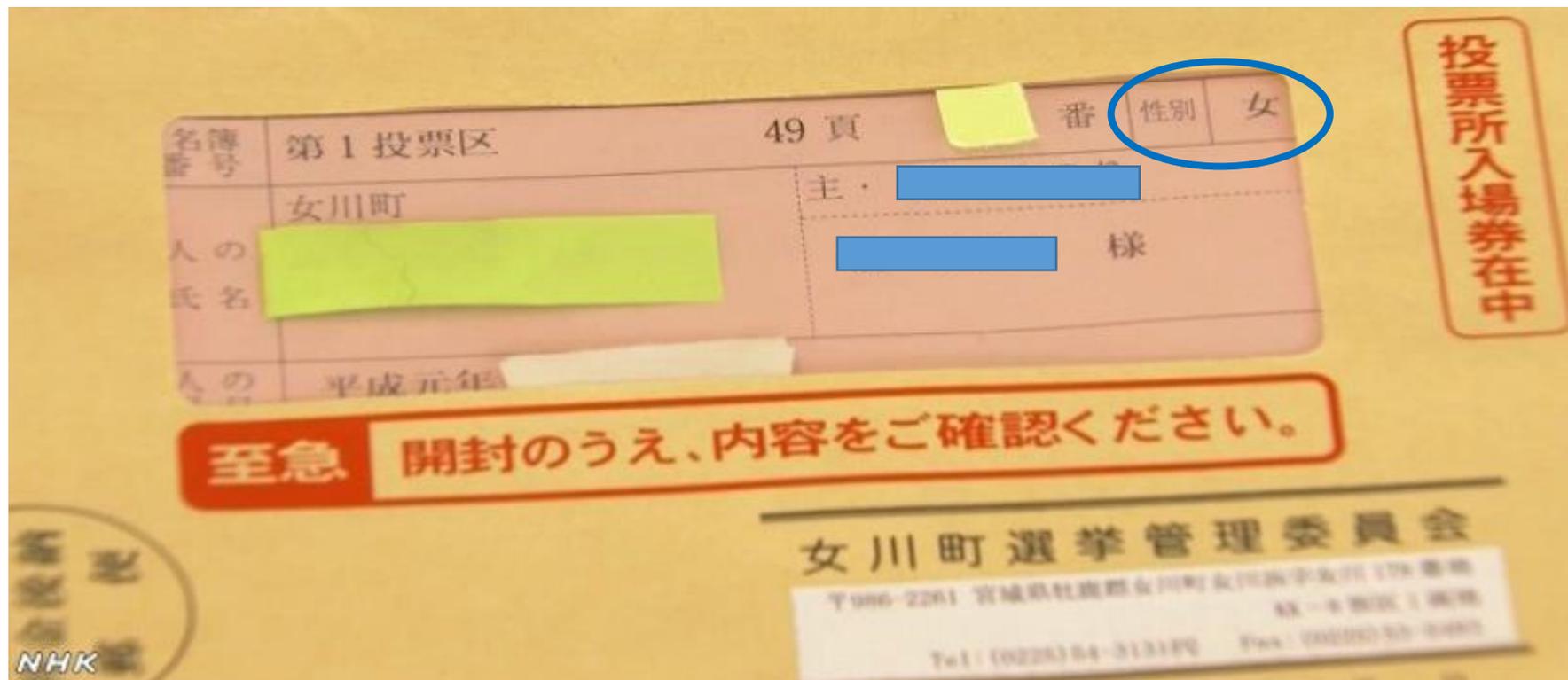
1	共通投票所開設場所						
2	年 月 日		場 所		事 由 告 示 年 月 日		
3	氏 名		選任年月日	職 務 時 間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等	
				午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時 事由何々	
4	党 派	氏 名	選任年月日	立 会 時 間	参会時刻	辞 職 の 時 刻 及 び 理 由	
(1)	市区町村の選挙管理委員 会の選任した者			午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々	
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)		(参会時刻)	
5	共通投票所開閉時刻		午前何時開始 午後何時閉鎖				
6	投票箱、投票録及び選挙人 名簿を開票管理者に送致す べき投票立会人		党派 氏名				
7	投 票 者			仮投票による投票者			
	(男)						
	(女)						
	(計)						
(1)	投票用紙再交付者		(氏名)	(再交付の事由)			
(2)	決定書又は判決書により 投票をした者		(氏名)				
(3)	不在者投票の用紙及び封 筒を返還して投票した者		(氏名)				
(4)	点字により投票をした者		人				

<https://elaws.e>

[gov.go.jp/data/325M50000002013_20210101_502M60000008132/pict/S25F03101000013-118.pdf](https://elaws.e-gov.go.jp/data/325M50000002013_20210101_502M60000008132/pict/S25F03101000013-118.pdf)

(2022.8.31. iwamoto)

性別情報が保護されていない選挙書類例



「投票に性別が必要ですか？」 NHK 2019年8月7日 特集記事
<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/21119.html>

(2022.8.31. Iwamoto)

選挙権行使の困難・改善の困難

・「投票所入場券に男女が記載」トランスジェンダーが
投票の際に、なすましと疑われ「周囲に聞こえるよう
得声で戸籍名を読み上げる」、「説明しても担当者が納
得してくれない」「（青地に男、ピンク地に女と明記の
投票用紙引換券が使われている」などの問題が、全国各
地で発生。

・長年、各地の当事者団体が署名運動や改善要望提出。
しかし総務省は各自治体の選管任せ→しかし自治体は全
国で1700以上「2000個問題」)

・当事者支援団体が選挙における性別欄の扱いについて
要望（2018, 2021年に熊本県「くまにじ」；2017, 2019
年福井県「Elly福井」は県内全市町村に調査・要望）

・2017年「レインボー名古屋」の改善要望を受け、愛
知県選管が、県内の全市町村の選挙事務担当者を集めた
会議で、トランスジェンダーの有権者が投票する際、氏
名確認などで配慮を求めた。（また例外的）

本人や周囲の人が目にする書類の望ましさ：×「男・女
の表記」、△「数字や記号等による性別表記」、○「性
別記載なし」

対処法4 データマッチング (名寄せ) による情報取得

(例) 公立高校の願書の性別欄削除

2019年春の入試で大阪府・福岡県が実施。2022年春の入試では、東京都以外の46道府県が性別欄を削除（東京都のみ、多くの高校で男女別定員があるため。ただし男女別定員は段階的に廃止が決定）。

トランスジェンダーの生徒が願書の性別欄記入に苦痛を覚え改善を望んでいる状況に対し、各教育委員会が合理的配慮措置の一環として、各県で見直しが広がる。

出身中学の教員が記入する調査書（内申書）には性別欄があり、この情報をマッチング（名寄せ：照合・対応付け）して、クラス分けや健康診断などの実務に対応し、支障はない。

男女別の合格者数などのジェンダー統計も、従来通り算出・公表。

性別欄の扱いの統一・標準化の動き (自治体の基幹業務システムの統一・標準化)

- 主体：総務省・デジタル庁・各自治体
- 目的：「2000個問題」（全国1741市区町村+47都道府県+一部事務組合のバラバラなシステムが乱立）を解消
- 対象：住民基本台帳、国民健康保険、国民年金、生活保護など17業務 + 戸籍・戸籍の附票、印鑑登録事務
- スケジュール（遅れそう？）
 - 2022年夏：システム仕様書完成
 - 2022年度末：システム開発
 - 2025年度末：全市区町村システム移行解消

「性別欄」について、このWGから提言・改善のチャンス。

これまで「性別欄」見直しが情報システム改修費用の点でネックになっていた自治体もあり、そうした自治体も含め、全国的に改善のチャンス。

ソフト面にも注視し、機敏な意見提出が必要。

<例> 「就学事務システム（学齢簿編製等）に係るシステム標準仕様書（案）」

「通知書の記入例」で「保護者と児童生徒の関係」が「父」「父と子」しか例示がなかった。

→「母」「母と子」なども同様に混ぜ、ジェンダーバイアスを除去するよう修正意見提出→修正。

(2022.8.31. Iwamoto)

SOGI対応のジェンダー統計に

「ジェンダー統計世界フォーラム」(GFGS)

- 2021 年、国連統計部が深く関わる「ジェンダー統計世界フォーラム」(GFGS)において、性自認の測定が重要テーマの 1 つに取り上げられている。
- 時間の関係もあり、ここでは一部のみ紹介。
詳細は別途回を設けていただくのも有意義とおもいます。

既存統計の見直しの必要性

- 自殺統計での動機分類（警察庁「自殺統計原票」）
「男女関係」
- 犯罪統計での動機分類（警察庁「犯罪統計原票」）
- 「行方不明者」の原因・動機分類（警察庁）
「異性関係」

LGBTQ(性的マイノリティ)の実態を統計が適切に反映していない。

→どちらも異性間に限定しない表現（例：「交際関係」）に変更すべき（DVの定義同様に）

海外では「異性間」に限定した分類名は使われていないもよう。

→国際的な比較研究等にもマイナス。

（注）原票：調査統計の調査票に相当する業務書類
cf. 「犯罪統計規則」

国連の犯罪統計での動機分類 (国連薬物・犯罪事務所：UNODC)

Mot – Motive

1. Illicit gain
2. Hate crime (Racism, **Homophobia** を含む)
3. **Gender-based**
4. Interpersonal conflict
5. Political agenda
6. Other motive
7. Not applicable
8. Not known

INTERNATIONAL CLASSIFICATION OF CRIME FOR
STATISTICAL PURPOSES (ICCS) VER1.0 (2015) p100.

Prepared by United Nations Office on Drugs and
Crime (UNODC)

<https://unstats.un.org/unsd/statcom/doc15/BG-ICCS-UNODC.pdf>

多元的な性別設問の意義

性別について、必要な場合については、複数の設問できちんと尋ねるようにしていくべき。

例：性的指向や性自認の情報があれば、家族形成や出生動向、地域移動、人口動態などの分析・推計も、精度を高められる。また異性愛者/同性愛者、シスジェンダー/トランスジェンダー、それぞれに沿った行政の支援策を検討する基礎資料となる。

(参考)情報処理上の性別に関する 国際ルール (ISO/IEC 5218:2004)

Information technology — Codes for the representation of human sexes」 (情報技術 — ヒトの性別の表記のためのコード) 元は1977年、2004年更新

コード	意味 (原文)	意味 (抄訳)
0	not known	不明
1	male	男性
2	female	女性
9	not applicable	適用不能

- 対応する日本工業規格として、JIS X0303 (性別コード) があったが、廃止
- コード「9」は、たとえば会員名簿の性別欄で、団体会員の場合に使う。

[http://standards.iso.org/ittf/PubliclyAvailableStandards/c036266_ISO_IEC_5218_2004\(E_F\).zip](http://standards.iso.org/ittf/PubliclyAvailableStandards/c036266_ISO_IEC_5218_2004(E_F).zip)

(参考)パスポート・難民旅行証明書の性別に関する国際ルール

(国際民間航空機関 (ICAO) Doc 9303)

M,F以外にX(unspecified)を定めているが、外務省は、戸籍の性別に準拠する扱いとして、X表記のパスポート申請は受付していない。

SEX

Sex of the holder, to be specified by use of the single initial commonly used in the language of the State or organization where the document is issued and, if translation into English, French or Spanish is necessary, followed by an oblique and the capital letter **F** for female, **M** for male, or **X** for unspecified

Machine Readable Travel Documents

Eighth Edition, 202

Part 4: Specifications for Machine Readable Passports (MRPs) and other TD3 Size MRTDs

(ICAO Doc 9303) p14.

https://www.icao.int/publications/Documents/9303_p4_cons_en.pdf

2015年国勢調査への要望の概要 (2020年の要望も基本的に同様)

総務省統計局に対して

- (1) 現実の多様な家族形態を統計的に正しく把握できる調査となるよう要望します。
- (2) 同居の同性カップルからの回答を誤記入扱いせず、当人たち意向を損なわずに集計してください（また後日再集計できるようにデータを保管してください）。
- (3) 同居の同性カップルを含む、性的マイノリティに対して、プライバシー侵害や困惑を与えることなく、円滑に調査がなされるように運営・監督してください。

(LGBTQ支援6団体からの共同要望)

<https://ameblo.jp/respectwhiteribbon/entry-11959805088.html>

2015年の要望後の統計局の対応（国勢調査）

○ 2015年調査では、同性カップルとの回答自体はエラーにされず、1世帯として受付（この年からweb回答の本格導入）

△× ただし、その後「修正」（2015年は「その他の世帯」：2020年は「その他の親族世帯」に分類）

× 同性カップルの世帯数の集計は行われなかった。

× 「修正」前のデジタルデータが、研究目的の分析にも提供されていない。

△ 「性別」の書き方を尋ねた場合のみ「自認の性別で回答してもよい」と回答（電話相談のQ Aに記載）

2020年国勢調査に向けた動き

- 2017.18年、国勢調査の第3回、第4回有識者会議で専門家等から、**同性カップルも集計を検討すべき**と問題提起・議論

○第3回有識者会議

各府省及び地方公共団体に、次回の国勢調査に向けての調査事項の要望を問い合わせたところ、主な要望として

- **「世帯主との続き柄」の選択肢に「世帯主のパートナー」を追加してほしい**

○第4回有識者会議 資料3

「近年、社会的な動向として、LGBTに関する認知や理解を促し、差別をなくそうとする取組が進みつつあり、地方公共団体では**同性パートナーシップ制度**を導入する団体が徐々に増加している。また、企業においても**同性カップル**に男女の夫婦と同様の福利厚生を適用するなどの動きが見られる。

ここでは、**このような社会情勢の変化等に対する国勢調査での調査・集計の在り方等について検討したい。**」

<https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/kokusei/yusiki32/yusiki32.html>

- 国会でも質疑

2020年2月予算委員会、6月質問主意書、など

(国会質疑は「国会会議録検索システム」 <https://kokkai.ndl.go.jp/> で検索できます。)

- しかし、実現せず。

(2022.8.31. lwamoto)

まとめ：基本的方針

1. 性的マイノリティの人権保障と、ジェンダー統計の維持・充実はともに重要で、実態上も両立可能であり、両立を目指すべきである。

2. 性別欄の存廃・内容については、性別欄の目的や合理性などに応じて、個々の文書等ごとにていねいに判断し、差別やハラスメントを生まないように、合理的配慮を行うべきである。

(a) その文書等の性別欄の情報が、実務やジェンダー統計として利用されるか否か、またその目的・内容

(b) 個人の性別情報をプライバシーとして保護しつつ、ジェンダー統計を作成する代替策の有無・内容

3. すでに実態として、自治体や省庁などが、おおむねこれに沿った形で見直しをしつつある。こうした知見を広く共有し、今後に生かすべきである。そのため諸外国の例も踏まえ、行政と研究者・関係実務家による調査研究と実務的改善、そのための情報共有に継続的に取り組む体制を、政府レベルで設ける必要がある。

4. ジェンダー統計の充実のためには、男女の性別2元論にとどまらず、SOGIESC（性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴）の視点も不可欠であり、その観点を含めて、統計の見直し・改善・充実に図るべきである。

（「資料6 ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱いについて（内閣府男女共同参画局説明資料）」 - 「5. 考え方の整理①」）を参考に、本報告の内容に沿って再構成した。）
(2022.8.31: iwamoto)

今後改善が望まれる事項一覧

*本資料より、現在課題となっている事項を抜粋再掲。

1. ジェンダー統計作成に利用しない公的書類からの性別欄削除・見直し

(1) **住民票**（総務省が書式を規定：本資料 p 12）

本籍地などと同様、記載しない選択肢も認めるべき（共同通信2022.7.24記事参照）

(2) **鉄道の運転免許（動力車操縦者運転免許）**（国土交通省：本資料 p 27）

(3) 企業から公共入札に際して官公庁を通じ警察に提出する、**役員名簿**（反社会的勢力排除のためのチェック用）（警察庁・財務省・自治体：本資料 p 8）

(4) 不動産競売の入札のため提出する、**買受申出書の法人役員一覧表**（裁判所：本資料 p 8）

(5) **マイナンバーカード**（総務省：本資料 p 12）

(6) **印鑑証明書、投票所入場券など**（自治体の個別業務：本資料 p 8, 33, 34）

現在進行中の、自治体の基幹業務システムの統一・標準化の動きに合わせ、全国的・網羅的に見直し・改善のチャンス（総務省・デジタル庁・各自治体：本資料 p 36）

(7) **パスポートの性別欄へのXの記載**（外務省：本資料 p 41）

2. 統計調査において性的指向に関わらず広くカバーするための集計の改善

(1) **自殺統計・犯罪統計・「行方不明者」統計**での動機分類（警察庁：本資料 p 38-39）

(2) **国勢調査**（総務省統計局；本資料 p 33, 34, 43-45）

(2022.8.31. lwamoto)

参考資料

- 内閣府男女共同参画局 計画実行・監視専門調査会（第8回） 議事録
https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku_kanshi/gijiroku/ka8.html
（ページ下部で、ジェンダー統計についての議論を掲載）
「議題（2）ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱いについて」
- 【配布資料】「資料6 ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱いについて」（内閣府男女共同参画局説明資料）
https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku_kanshi/siryu/pdf/ka8-6
- 「投票に性別が必要ですか？」NHK 2019年8月7日 特集記事
<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/21119.html>
- 「多様な性 広がる行政配慮」「行政文書性別記載「暴露の懸念」当事者切実」
2022年7月24日 中国新聞朝刊 p1,2(共同通信より各紙に配信。ただし短縮の場合あり)
（全国主要87市区（政令市・県庁所在市等）への調査結果に基づく記事）
- 全日本自治団体労働組合 第38年次自治研作業委員会 2022.『LGBTQ+/SOGIE自治体政策』（2022.3.版）「6. 行政手続き（届出、申請の性別欄）の見直し」p.63-67.
https://www.jichiro.gr.jp/jichiken_kako/sagyouiinnkai/
- 宮下公一 2021.「性別質問の選択肢に関する調査」（中央調査報 No.767より）
<https://www.crs.or.jp/backno/No767/7671.htm>
- 釜野さおり 2021.「国勢調査と同性カップル世帯：排除と可視化のはざままで」『結婚、家族、労働』（クィア・スタディーズをひらく2）晃洋書房 p.1-25.
(2022.8.31. lwamoto)